

令和5年12月11日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和5年第4回松島町議会定例会会議録（第3号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課参事兼総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君

教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	千 葉 浩 司	次 長	熊 谷 直 美
主 査	清 水 啓 貴		

---

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 5 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 3 議案第 7 2 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 4 議案第 7 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 5 議案第 7 4 号 松島町手数料条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第 7 5 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 7 6 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 7 7 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第 7 8 号 松島町営炭窯等条例の廃止について
- 〳 第 1 0 議案第 7 9 号 松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 1 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について
- 〳 第 1 2 議案第 8 1 号 令和 5 年度松島町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 〳 第 1 3 議案第 8 2 号 令和 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 〳 第 1 4 議案第 8 3 号 令和 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 〳 第 1 5 議案第 8 4 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 〳 第 1 6 議案第 8 5 号 令和 5 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

- 〓 第17 議案第 86号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）
  - 〓 第18 委員会の閉会中の継続審査・調査について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がありますのでお知らせします。―――さん、ほか1名であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番今野 章議員、11番小澤陽子議員を指名いたします。

---

---

日程第2 議員提案第5号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第7号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第5号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第3 議案第72号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第73号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番、赤間でございます。

1点だけ。添付されている人事院の資料についてで、確認のことになるかと思っておりますけれども、いわゆる本年の給与勧告のポイントの③に当たる部分でお聞きしたいのですが、いわゆる在宅勤務手当についてです。在宅勤務等手当というんですかね。これまでもコロナ禍の中で出勤がままならず、テレワークでと、あるいは民間企業なんか特にですね、そういったことがいろいろなマスコミ報道等でありましたけれども、当町においても今後のことを考えますと、自然災害とかあるいは今回のあったような感染症対策のためのテレワークによる働き方というんですかね。あるいは職員が長期にわたってどこか応援職員として派遣されるケース、あるいはその逆にですね、応援をいただくケース、他市町からですね、国内の。そういったことも踏まえて在宅勤務手当の扱いについては、今回1回限りという理解でいいんですか。それとも今後もあるということなんですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当町においては、在宅勤務を、環境が整っていないということもあって今のところは想定していませんので、人事院勧告においてはこういった手当の創設ということになってはいますけれども、今のところこの手当のことについては含めていません。

ただ、今言いました災害派遣とかそういったものは既存の条例規則の中に位置づけされていますので、そういった事情が生じた場合に必要な手当を支給するということになります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

10番、今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野です。関連質問になるかと思うんですけども、我が町の給与表関係を見させていただくと、職員数146ですか、一般会計でね。それから、会計年度職員が97人と。こういうことで半分以上が会計年度職員で占められるような状況になっているということで、役場の仕事も多く会計年度職員の力によって支えられているんだなとこういうふうに思っているわけです。そういう意味ではその一般職の方々と大差ない待遇改善といえますか、処遇というのが必要になるかと思えます。既に今、法改正も行われていることだろうと思うんですが、この会計年度職員に対する処遇改善ということについて、今後の町の考え方ですね、その辺があればお伺いしておきたいとこう思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず給与については、会計年度さん、うちの場合はパートさんということでフルタイムの方を採用しておりませんということで、まず自給で働いた時間をお支払いをします。対象になれば当然期末手当のほうも支給をすることで、基本的には人事院勧告で勧告された常勤職員に対しての給料表に基づいて会計年度さんも自給のほうを算出しますので、正職と同様に会計年度さんの給与も人事院勧告に基づいて引上げをするという考えでございます。

ただ、全く働いている時間がそもそも違いますので、全く同じかといえば違ってはいますけれども、基本的には人事院勧告に基づいて給与は引き上げるという考え方でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今回の給与条例の改正では、期末手当ということでの改正でいわゆる勤勉手当等は支給されていないわけですね。その辺も法改正があつたしかわるのかなと思うのですが、その辺についてもご説明をいただきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 会計年度さんの勤勉手当については、令和6年の4月から支給することができますよということで法改正にはなっております。現在、段階でいえば検討中ということですが、一方で課題もあるというふうに思っています。それはやっぱりどうしても職務の性質上、常勤職員と会計年度任用職員さんの職務の内容が全く同じかということ、そういうわけではありませんので、そこはちょっと今課題ということで、どういった対応をするかということがまだ検討中の段階でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほども申しあげましたようにこの半数以上の方々がもうね、職員の中で会計年度職員ということで、この方々がなしには町の仕事が成り立っていかないと、こういうことだと思うんです。だから、来年度に向けて勤勉手当も支給するのかどうかということは、大きな問題だと思うんですね。法律上はもう支給できることになっていくと、こういうことでございます。そういう意味では、ぜひですね、勤勉手当も支給するという方向で考えていただきたいと思うのでありますが、この場合やっぱり財源の問題も問題になってくるのかなと思うので、そういった勤勉手当を例えば支給するというふうになったときに、どのぐらいの財源が必要になるのかということのを既に考えておられるでしょうから、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 現在のベースでもし勤勉手当を常勤職員と同じ率で支給するとすれば、約、本当にざっくりですけども2,200万円が増額、必要になるということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今回の議案については、人事院の勧告に基づいてということですが、ぜひ来年度に向けて会計年度職員さんの待遇改善が必要だという立場で検討していただくことを求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第73号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第74号 松島町手数料条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第74号松島町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番、赤間幸夫議員。

- 7番（赤間幸夫君） 7番、赤間です。

条例に関する説明資料の部分で、これまでも何度か確認させてもらおうかと思っていたこととして、受理証明書の交付届出等の記載事項証明の交付の欄にですね、括弧書きで上質紙は1,400円と。これは改正前から同じなんですけれども、通常の350円の分と1,400円の差、価格差というんですかね、手数料差、これは偽造防止か何か知らないけど紙ベースですね、そういった工夫というか、そういったものがされているがゆえの手数料の差というふうになっているんですかね。その辺のちょっと確認の意味もあって聞かせてください。

- 議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

- 町民福祉課長（安土 哲君） 双方とも偽造防止の工夫はしているんですけれども、用紙自体が違っておまして、ただ単に用紙の違いというふうにご理解いただければと思っています。以上です。

- 議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

- 7番（赤間幸夫君） 参考までにですが、その使い分けというんですかね。通常のいわゆる用紙請求で350円で済むものが1,400円の上質紙を使わなければいけないとするような何か手続論的に発生するものがあるんですか。その辺、確認の意味で教えてください。

- 議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

- 町民福祉課長（安土 哲君） 使い分けにつきましては、私もちょっと把握しかねておりましたので、確認後、また回答させていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第74号松島町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第75号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第75号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第75号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第76号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第76号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番、櫻井貞子です。

集会施設の条例の一部改正ということで、昨年から町内における各集会所の建物の老朽化とか集会設備の適正化という部分について、町が順次廃止をしてきているという部分がありまして、昨年、私が居住しております反町支館につきましても廃止の対象という形で、1年間猶予をもっていただいて、そして住民の皆様にご理解をいただいで来年の3月をもって、反町支館閉館というふうな形をたどる準備を進めてはきているんですけども、非常に地域に愛された建物というか古びた建物ではあるんですが、住民の方が集ってお茶を飲みしたりする場所というのがなかなか地域の中になくはないという部分もあるので、今後、適正な建物で、そして維持をしなくてはならないという部分もあるんですが、今後の管理体制含めてどのような考えをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今後の管理体制ということですが、まず反町支館については、今、櫻井議員が述べましたとおり昨年の6月に2回ほど地域と話をしまして、最終的に8月の段階で行政委員の方が中心になって、あとは区長さんもそうなんですけれども、それぞれのその反町支館を使っている方の住民の方の意向を確認していただいて、最終的には廃止でいいと。廃止の中でも解体でいいということになりましたので、反町支館に限って言えばその結果のとおり廃止を、今回議決をいただければ廃止をして、令和6年度に解体をするということで考えております。

もともと集会施設の個別施設計画の中では、16施設が廃止、解体、もしくは譲渡、あるいは用途変更ということで整備をさせていただきましたので、今年度においては8施設まず廃止して解体をいたしました。1つは用途変更しました。あと今回、反町支館が廃止ということになれば、残りが6施設になりますかね。6施設については、これちょっと北部のほうが多いんですけども、そちらについては令和4年度の段階、そして令和5年度昨年の秋ぐらいいままでにいろいろ話しをさせていただいたんですが、その場で地元としてちょっと結論を出しかねるということもあったので、指定管理を5、6、7の3か年。引き続き継続して、その間にさらに協議を継続させていただいて、令和7年度、遅くとも上期までは結論を見出す

ということで今後していきたいと思っております。

あと、今おっしゃったのは恐らく基準がしっかりしたもので新しいそういった施設を整備は考えているのかというご質問かなとも思いますけれども、集会施設という意味合いでは整備計画は持っていませんし、公共施設という概念からすると、地域の集会施設というのは、これ何度も言っているんですけれども、そもそも公共施設として整備すべきものではありませんので、計画は一応新しい施設としての集会施設の計画は持っていないということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。7番、赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） およそ今、櫻井貞子議員の質問に対して総務課長から答弁があったことで大体理解したんですけれども、今、公共か公益かという点で言ったときにこういう気質なんだろうな、集会所はというふうに見ていたんですけれども、あえてお伺いするんですが、やはり集会施設関係は長い歴史の中でその地域あるいは行政区単位でとかいろいろあって、分館があって支館があるというような感じ。例えば初原の場合は、初原コミュニティーセンターがあって支館である上初原支館があってというような形であるんですが、そのほかにも地域で必要とされて支館というんですかね。かつて初原が上初原、下初原あるいは今は1区、2区、3区、4区というふうに行政区が分かれた形で整理されてはいるんですけれども、いずれそういった集会施設の扱いでもって、1、2、3、4じゃなくて1、2と3、4と上と下と、それぞれで分館機能を持ったものを使いましょうとか、あるいは一昨日も忘年会シーズンに入ってきましていろいろ話題となるんですが、いろんな行事としては、今後は1本のほうが指定管理受けても何してもですね、地域でいろいろな、いわゆる町内会に係る維持費のための経費というかそういった削減もこれ以上はできないけれども増やすこともできないと、値上げもできないというふうな状況になってくると、自ずと地域からそういった声が上がってきて必要あるものないものを地域で選別しなければならないということなんですけれども、ここでちょっと聞きたいのは、初原のところにはコミュニティーセンター、支館そのほかに歴史発生緒言的にですね、かつてのような分館機能を持った支館機能を持ったものが私の目の前のところにも存在しているし、それにちょっとしたお住まいというか、かつての珠算とか書道教室なんかを開いたような施設なんかもくつついてはあるんです。ああいったものも地域で自ずと管理していかなければいけないと話してはしているものの、この存在というのが町として捉えてないものについての扱い、宙に浮いているような形なんですけれども、

そういったものについては町はどういうふうに見ているのかなというふうには存在しているのは分かりますよね、現場において。それすらも把握していませんか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 把握しているかというよりも、多分お話あったイメージでね、昔のJR線、線路沿いの住宅の一番端のところは何て言うんですかね、私の記憶だとピンポンとか卓球とか卓球台とかあったような気もしていますね。ああいう施設かなというふうにならと今、私のイメージとしては。そこでよろしいでしょうかね。（「はい、そうです」の声あり）あそこはまだ町ではなく、地域でいろいろ管理というかコミュニケーションの場で使っているのかなと。あそこの取扱いがちょっと私の記憶では分からないんですけれどもどういう取扱いでああいう施設が残っているかというのが私も定かではないのですね。ただ、今の段階で町では管理していないので、地域のコミュニケーションの場ということで利用されているのかなということでは認識しております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 聞くところによると、初原だけじゃなくて他の行政区の中にもそういった類いのものがあると。いわゆる公民館、あるいは分館、支館というものの歴史的な背景の下に必要性があって、かつてはみんなで、先ほども櫻井議員さんがおっしゃったように地域のコミュニティーの場として必要だよということで、かつては分館機能を持たせて分館であったものがいつの頃から町の要請も受けながら、もうちょっと地域、広く利活用できるようなものとして地域と町とで話し合っ、町役場側と話し合っ、新たな今風のコミュニティーセンターなるものができてきて、それで用途廃止されなければいけないところが存在して残っているという状態で、町の例規集なんかには実際載っていませんからね。あるいは財産上も有無なのか宙に浮いているのかなと思いますけれどね。そういったものの整理の仕方をですね、中途半端にしておく地域で分かっている人間がいるうちはいいんですけれども、だんだんだんだん高齢化の波に乗ってなくなれば、その扱いも責任所在も含めて分からなくなってしまうと。今、副町長おっしゃったけど、昭和47年、48年、49年あたりは盛んに卓球台を置いたりなんだりして地域の子供会の行事も含めて、あそこの場が初原の分館機能を持ったものとして存在し、町もそれを認めて投票所とかなんとかにもなってきたわけですからね。そういったものの在り方が町自体がきちんと捉まえて整理をしておかないとああいった形で残されると。地域はある意味では重宝しているんですよ、倉庫が足りなくてとか、防災備蓄倉庫の関係だけでは足りないからああいうところを活用して利用させてもらっています

からね。そういったことの点がある程度はしっかり町の側から地域に対して説明を加えながら町としての考え方もある程度示してもらわないと、やはり宙に浮くようなスタイルで残ってしまうので、その辺もきちんと配慮していただきたいというのがこちらからの質問の主旨ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答えは必要ありません。

○議長（色川晴夫君） 要望でいいですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第76号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第77号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第77号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 10番です。条例の改正ということで条文を見ますと、第24条の3ですか、出産被保険者に係る届出ということがございます。その（1）と（2）のところで、いわゆる個人番号ということでの届出が必要だというふうに条例上なっているわけですが、これ個人番号を習得していない場合は、どういうふうになるのか。その辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 対象とされる方につきましては、前もって母子保健手帳等でも確認させていただいておりますので、もし万が一お持ちでない場合は、申し出た本人確認証のもと本人を確認の上対応していくというふうにしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 確認ですけれども、個人番号がなくてもこうした補助というんですかね、保障していただけるというふうに理解していいのかどうかですね。その辺だけ確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 条文上原則、個人番号等国の条文等に合わせて作らせていただいたのですが、運用上、国のQ Aで見ても本人確認ができて母子保健手帳と合わせられれば可能であるというふうに、可能としておりますので、当町もその対応でやっていきたいと思っております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第77号松島町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第78号 松島町営炭窯等条例の廃止について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第78号松島町営炭窯等条例の廃止についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この炭窯等ですね、廃止というのが決まった場合、解体というふうな形にはなると思うんですけれども、根廻・初原線道路整備工事が今行われている最中なので、

林業研修館などはそこに係るといふふうな形になっております。それで、解体費用なんですけれども、これはこの工事費用というのに含まれて解体してもらうことになるのでしょうか。それともまた別個にそれはするといふふうな形になるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 解体費用の話なんですけれども、林業研修館につきましては、道路にかかる補償物件となりますので、移転が必要な場合は移転、あと解体が必要な場合は解体という形で交付金事業のほうで認められてるといふ形になります。ですので、建設課事業であります根廻・初原線道路整備事業の中で解体してまいりたいと思っておりますけれども、同じく炭窯のほう道路に直接かかっておりませんが、こちらのほうも同時に解体のほうを建設課のほうで実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 炭窯のほうの解体費用については、それはどういうふうになっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 炭窯のほうにつきましては、直接道路にかかる部分ではないという形になりますので、交付金の対象とはなりませんけれども、町の単独費という形になりますが、そちらのほうで解体を考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。10番、今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今回、根廻・初原線の道路建設ということで両方とも解体をするということになるわけなんですけれども、炭焼きということですね、町でも6月にカーボンニュートラル宣言を行ってですね、これからのCO<sub>2</sub>、温暖化対策こういうものを進めていこうという宣言をしているわけで、解体するには誠に今後のSDGsを考えた場合も惜しいものを解体するなど、そんなふうにと考えるとところもあるんです。せっかくカーボンニュートラル宣言もしたことですので、こういった施設を解体ではなくて移設なら移設という方向で、そうしたSDGs関係あるいは温暖化対策における住民のこの啓蒙といいますかね、そういったことを含めて活用するなんていうことも考えられてよかったのではないかなと、こんなふう思うのですが、今後のこのカーボンニュートラル宣言をした町としてね、そういう施設を解体す

る、あるいは移築をしてそういうことを進めるという考え方はなかったのかどうかね、その辺についてお伺いをしておきたいなと思った次第ですので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 以前から議会の決算議会等でですね、炭窯の利用の在り方というのが大分議論されてた経緯があるのは承知しておりまして、それ以降も炭焼き体験での活用について検討した経緯もございますが、利用者の確保にはつながらなかったというようなものが現状でございますとともに、あと炭窯の指導者がなかなか確保することができなかったというのもありました。ただ、例えば宮城県とか森林組合さんのほうにもお話ししたんですけども、なかなか後継者の育成にはつながらなかったという経緯があります。あと炭焼きそのものを体験そのものについては、大人にせよですね、子供たちにせよですね、炭焼きの体験を通じて例えば里山の暮らしなんかも一緒に体験できるってということで、大変有意義なものというのも確かには認識はしてるんですけども、例えば今現在、炭の使い道ですね、炭の需要度がですね、あとは炭窯の維持管理とか、安堵は前段でも申し上げましたけれども炭焼きの指導者の確保等などですね、やはり課題もあることから、まず炭窯を活用した体験については今時点では考えていないというようなことになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そういう話は課長がおっしゃるとおりね、決算議会でもいろいろ出てきて議論を進めてきたのかなと私は思ってるんですが、今年の6月にだからね、カーボンニュートラルの宣言をして、やっぱり地球温暖化対策に向けてSDGsも含めてそういうね、何ていうかな、住民の啓蒙等だったり若い人たちのそういったことに対する関心を高めていくというようなことがね、求められてきてるわけですよ。だからこそ、宣言をしたからこそもっと積極的に考えられなかったのかと。こういうお話をさせていただいてるつもりなんですよ。なかなか後ろ向きの話にしかかってないんでね、利用が少ないからやめざるを得ない、指導者がいないからやめざるを得ない。これではね、宣言をした意味が私ないのではないかと思うので質問させていただいて、もっと積極的にこれからの温暖化対策に向けて町の取り組む姿勢をどう示していくのか、言うことが必要なんではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 炭の需要ということで最初お話しさせていただいたんですけれ

ども、確かに今、日常的にご家庭で炭を使ってるかっていうと、そういう状況でもなく、使ってるといえば、例えば焼き肉屋さんとかバーベキュー、キャンプしてバーベキューなんかに使うと。ただ、近年は炭の使い方もですね、正式に土壤改良であったり、水とか空気の浄化などにも利用する傾向が高まっているというのもありますんで、議員のお話についてはですね、今後の課題検討とさせてもらいたいなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いいんですけどね。だから、本当はもっとね、これは廃止せざるを得ないだろうなという思いも私もないわけじゃないです。ただね、今、説明聞いてるとね、やっぱりこの時代に合った前向きな説明じゃなくて何かもう後ろ向きだけが際立ってるなど。もう本当にこう宣言した意味を考えたときに、これに代わる施設をどう位置づけるのかということも含めてね。ぜひ考えてやってほしかったなとこういうふうに思うんですよ。そうじゃないとね、本当に何か、何のために宣言したんだということになりますからね。

炭はね、焼き肉に使われてたって多分ね。あの窯で焼いたやつを焼き肉の炭に使う人は多分いないと思いますよ。やっぱり土壤改良だとか水の浄化だとか、そういった方向でね、使えるというのは大きいのかなと思うんです。前にね、松枯れ対策に土壤の酸性化防止してやっぱり松の養生をしたらいんじゃないのってお話しさせてもらったことありますけども、そういうね、炭をやっぱり砕いて土壤の酸性防止を防ぐとかね、そういうことにも活用できるわけです。松島にはいっぱい松林あるわけですから、そういったものの土壤の酸性化を留めていく上での活用にも私はできると思ってるので、もう少しそういう地球温暖化対策ということについてせっかく宣言をしたのですから、その辺をね、積極的に今後考えていただきたい、いうことを申し上げたいんですけど、町長その辺いかがですかね。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 炭焼き小屋を今回このように上程させていただいて、皆さんのご意見聞いてるわけでありまして、それ1つなくなるから温暖化に向かったんじゃない、宣言に反してないかというお話もあるかと思っておりますけども、別段これはやっぱりその時、その時代その時代に必要であって造られてきたんだと思うんですね。これ21年以上前だと思いますから、ですからその時にはそういうもの、様々な方がいらっしやっただと思います。今、地球温暖化の問題ありますけども、地球温暖化の問題は、全てのことにおいて少しずつ皆さんが協力すればSDGsにつながっていくという内容が多岐にわたってありますので、それはその

中でしっかり捉えていけばいいと思いますので、その温暖化対策についての考えというのは、またいつかこういう場面でね、出していただければ答弁していきたいと思いますが、ただ炭焼きはどうか、今、じゃなくて前向きに検討していただきたい。

そして、実は太田課長のほうにもお願いをして、いろいろ担当された中央森林組合、それから中央森林組合のOB、そういった方々のご意見をちゃんと聞いて、その人たちがやっぱり例えば今後また頼む場合にいろんな軸になってくると思いますので、そういった意味で野外活動センターなどの施設なんかも使って今後考えていこうかという内容にはなっておりますので、ぜひそういった方向の中です、今、議員がお話しされたこと、それから子供たちがそういったものを体験が必要なきには、昔竹炭とかですね、そういったものを簡単な施設で作るなんていうことも過去にあったと思いますけれども、そういった内容等を考えながらですね、やっていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第78号松島町営炭窯等条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第79号 松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第79号松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第79号松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第80号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） これは現在は、指定管理者は虹の架け橋さんですね。5年間で1億6,500万円。それでこれ2団体からの申込みとありますが、もう1団体はどこでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 2団体は今、現在、指定管理を請け負ってる虹の架け橋さんと今回議案で提案させていただいている株式会社アンフィニさんの2社となります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） それでね、この計画書を見たんですが、素晴らしいなと思ってます。それで、結果的に5年総額で1億7,900万円ですか。なってますが、それでこの内容で9ページ、ファミサポ、かねてから既存である事業でなかなかね、需要はあるんだけど供給、提供する部分が少ないのでその部分をアンフィニさんは、これを見て3つぐらい提案もされていますけれども、これを見てどう思われるかお願いをします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） この2社のプロポーザルの審議の際に、全体的にどういったところで選考基準で差が出たのかなというところで見ますと、地域特性に応じた運営に関する具体的な考え方について、やはり審査に入った職員で感じたところもありました。そこで課題となっているファミリーサポート事業も、こちらのアンフィニさんのほうでは取上げてい

ただきまして、そういった需要に応じて供給する側、結局受ける側が少ない。では、その事業を知ってもらう機会を増やそうということで実際にそういったファミサポの体験の説明会の実施を計画しようと。これ今までもなかなかなかった取組です。SNSでも発信して知ってもらおうと。子育て世帯がどうしてもSNSを使う世帯が多いものですから、そういった世代にも適合してるんじゃないかと。そういったところでは請け負う前からですね、地域の課題に取り組んでいこうという姿勢をちょっと私たちのほうの審査のほうでは感じておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） そうですね、このアンフィニさんの現在のやり方も私ホームページ等で見ただけで、すばらしいなってすごい期待が大です。ぜひ課長からも答弁あったように、この3つぐらいの提案みたいのがありますが、これも含めてもっともっと充実するように期待をして、私のほうからお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今、ちょっと質問の答えの中にあっただけですけども、虹の架け橋さんと、今回取られたアンフィニさんの良かった点というか、ほかには何かありましたか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 新しい取組という面でもですね、目を引いたところがありまして、これこの計画書入っておりますが、このアンフィニで独自に取り組んでいるプレイアドバイザーという資格を持つ方の遊びを通しての体験を、ただ遊ばせるんじゃなくて、月1でそういったものを提供していこうと。

また、登降所管理アプリですね。これもなかったんですけども、これをアプリを導入することで子供たちが下校後、留守家庭状況に入りましたよと。また、長期休暇の時にも入った、帰りはお迎えに来るんですけども、そういった安全確認ができるとともに通知文書で今、周知してるんですけども、安心安全メールとかで通知してるんですが、いろんな通知に関してもそのアプリを通して早く把握できるんじゃないかなと。そういったところにも今までない取組だなというふうに感じております。

最後に、もう1点あったのが地球温暖化に対する環境保全についても改めて初めて取り組むって言葉っておっしゃってるんですね。多分、今までもやってると思うんですけども、

子供たちに対して古新聞で作ったごみ箱作りだったりとか、こういったことをあえて言葉で出して取り組んで意識づけをしようと、グリーンカーテンを作ってやってみよう。そういったことも取り組もうとしてる、そういった姿勢が新たな観点だなというふうに感じて今回審査を受けておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） すいません、細かい質問になってしまうんですけど、登所したときのアプリなんですけれども、お子さんに、うちの娘の学校はスマホでピッとやって、高校生なので、登校したよ下校したよって分かるアプリなんですけれども、保育所とかの場合だと何かこうカードか何か、それとも保護者の方が持っているものになるのか、今の時点で分かりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） この計画書と説明を受けた限りでは、親御さんのスマホにアプリをダウンロードして、子供たちが入ったら請負者さんがパソコンから皆さんに配信するって形を取られるのかなというふうに想定しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それから、先ほども出たファミサポの件なんですけれども、町のほうで業務委託するのはすごくいいことなんですけれども、その後の町としての、どこまでその情報をお互い共有し合うかとか、どこまで把握するかとか、どこまでお願いするかっていうのがちょっと私の中で不安な部分があるんですけれども、どのようにお考えか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今でも現指定管理者の虹の架け橋さんとも月1で定例会を持っておりますので、そういった中でファミリーサポート事業においても、今の状況を把握させていただいております。これまでと同様に、そのご家庭、預けてる方、また担ってる方の状況も踏まえながらですね、情報共有しながら継続していきたいと思っておりますし、何か大きな内容が今、状況把握というのは継続して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 最後に、今回アンフィニさんに変更することによって、そのお子様や保護

者さんに対しての通知というか、急に新年度から変わらないようにというか、心の安定を保つために何かお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 多分なんですけれども、子供さんにとっては、あまりそういったことを感じられないかもしれません。感じで申し訳ないですけれども。親御さんについては、指定管理者が変わるんだよねっていう何か分かる、変わる時期だろうというのは分かっておりますので、そういった請負が変わっていくということは段階的に私たちこれからの打合せを行っていきますので、通知をしていくとともにこちらにも計画書に記載しているとお子様たちが不安でないよう今まで働いてた方が希望が皆さんあればですね、再雇用を最優先していくということがありますので、子供さんたちにとっては職員が変わらないのが1番の安心なのかなと思っておりますので、そういった形で双方とも打合せを行い、子供さんたちが不安にならないような環境をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私たちの町は、ホームページを見るととてもいいことが書いてあり、長期総合計画を読むととても素晴らしいことが書いてあります。今後とも、この計画書には素晴らしい内容が書いてあるんですけれども、これが机上の空論とならないよう実施されることを願って質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番、菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私1問だけちょっと教えてほしかったんですが、計画書の内容、私も素晴らしいなと思ったんですけれども、収支予算書のほうで1億8,000万円と話があったんですけど、単位が1,000円となっているので、この予算書だけ見ると5年で1,800億円ぐらいの金額になってるんですが、これ多分凡ミスだとは思うんですけれども、子供さん預かってる上でこういった凡ミスすると大きな事故につながるというところと、これしっかり審議の特にこういうチェック機能というか、これV I V A N Tの第1話みたいな形で実費組むときに、これ莫大な金額に係るとかっていうところもあるんですが、それは冗談としてそのチェック機能というか、その辺も予算を使うのであれば、ちょっとその辺をしっかりとって審議してほしいなと思ったんですが、その辺しっかりできてるのかというところだけ確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 資料のほうで、単位が1000円単位なのに1億7,988万円、全く違う単位になってしまいますので、こういったことについてはおわび申し上げるとともに、毎年度毎年度の指定管理料の検査というのは私たちも行っておりますが、年度末に一把一からげ行うのではなく、月ごとしっかりと管理運営を予算を通してやっていきたいと思っておりますので、今後こういった間違いのないように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに、今野議員。

○10番（今野 章君） この議案から離れるつもりはないんですけれども、どうして一般的に入札案件でやると契約金額がね。議決要件としてかがみに出てくるわけですけども、この指定管理者等々になると契約金額が議決事項に出てきてないわけですよ。頭に出てきてるのは、もう契約先と指定期間だけということになってるわけなので、この金額の契約額ですね、1億7,988万円ということになるわけですが、これを本来議決要件として、金額を載せたほうがいいのではないかと。大分昔もこれを議論したことあるような気がするんですけどね。どうしてなのかなど。議決になってなければ、当局が資料では出したけどちょっとね、違ったんですってということでこの金額変わる可能性あるわけですよ。もしかするとね、変わったことを私たちに報告しなくても、それで済むことになるわけですよ。ですから、本来であれば、この金額も含めて議決要件にすべきではないかなというふうに私は思うんですが、執行部側としてはその辺どのように考えているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回ですね、議案書を作成するに当たって過去のものもいろいろ私どものほうもちょっと確認したんですね。様式としては、標準的にはこれで特に問題はないようなんですけども、過去には、例えば所在地が入ってなかったりとか、いろいろあったんですけど、所在地は今回入れるべきだなということで入れました。基本的には行政処分の一環ということで何て言うんですかね。厳密に言うと、契約、確かに契約っていう契約なんですけど、指定管理料と若干その辺の差があるのか、何で様式が違うのかっていうのは調べきれてはいないんですけれども、そこはちょっと今後、今ご意見いただきましたので、確認はちょっとさせていただいて、今後、指定管理の指定を出すときには、きちんとその辺整理して、明確にお伝えできるようにはちょっとしておきたいと思っております。この場で即答ちょっとなかなかできませんので、ただ議案書そのものとして問題があるか問題がないかということであれば、問題はないんですけども、今でいうと確かにというところも考えるところもあ

るんで、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 総務課長言われるとおりでね、多分これで問題かと言われるれば、確かに問題だというものも確かにないのかもしれないですよ。だけど、我々町民に責任持ってここで議決をするという役割を議員はさせられるわけですよ。ですから、できればね、そういう契約相手のことがよく分かること、また契約した金額等が分かることをしっかり議案として出していただいて、その上で議決をするというのが本来の姿なのではないかなと思うんです。これはね、前にも言ったことあるんですよ、確かに。だから、皆さんのほうで引継ぎが行われてきてないということなんだろうなと思うんです。本来であればそういうことについてきちんと答えを出さなくちゃいけないんです、もう既にね。ぜひ、そういったことを改めて検討していただいて、できれば私は契約金額も含めてですね、これだけじゃなくてほかのこともね、含めて、金額が絡むものについては、やっぱり議決の項目にきちんと入れるという内容にさせていただきたいということだけ要望しておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第80号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は11時15分にします

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

---

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

先ほどですね、赤間議員から議案第74号の条例に関する説明資料の中で証明書ですね、上質の部分で1,400円というような質問がどんなものですかと、内容はどんなものなんですかという質問がございました。それにつきまして答弁もありますので、よろしくお願ひします。

安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） お答えします。上質紙と申しますと、こういった賞状の用紙を使っておりまして、何にこの賞状の用紙が使われるかと申しますと婚姻届の受理証明書で、記念でとっておきたいという方が通常の証明書の用紙じゃなくてこれを使用すると、希望されてということになってました。

以上でございます。

---

日程第12 議案第81号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第81号令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川でございます。私から1つだけ、事項別明細書の8ページ、3款民生費、3目老人福祉費の中にあります宅配夕食サービス事業業務委託料についてお尋ねします。食数の実績見込みに伴い増額とありますけれども、登録者数は昨年度末は60人だったんですが、その登録者数が増えたのかあるいは利用頻度が高まったのか。そのあたり、増額の要因をお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実績の内訳といたしましては、利用の実人数も増え、それから総数も食数も増えたという両方の側面で増えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。登録者数も増えて利用頻度も上がっていることで、需要が相変わらずある、むしろ需要が高まっているのかなというところで、それに応える事務事業の1つということで引き続き取り組んでいただければと思います。

その続きで、宅配夕食サービスの利用者負担金、こちらまだ上がってそんなに久しくないと思うんで、引上げになって久しくないっていうのと、あと委託料の単価に関しましても、こちらの来年度以降の今後の見通しについて分かる範囲でお尋ねしたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 宅配夕食の食事のお弁当代直接に係る単価については、もう契約額として決まっておりますので、その範囲内で作っていただくということで努力していただこうと思っておりますが、あと利用者の自己負担額につきましては、確かに令和3年度に上げましたので、そこからまた物価高騰で次々食材料代もかかっているところがございますので、今後その食事代の中身と、それから負担の金額につきましては精査を行いまして今後、検討したいというふうに考えておまして、今のところ、上げるべきか、それから据え置くかということについてはまだ決定はしておりません。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。利用者負担金は引き上がると、また利用者が大変という一方で、あと委託料については、こちらはなかなか値上げが大変だと事業者として厳しいというところがあって、なかなか落としどころを決めるのが大変だと思うんですけども、引き続き、業者、慎重に協議の上で取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 主要事業説明資料の物価高騰関係の事業費についてお尋ねします。経済対策として非課税7万円ということで評価をするものですが、今日仮に議決した場合の事務的な流れを教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 基準日が今回12月1日ということで、前回基準日は6月1日のがあったものですから、世帯が移動の確認が生じてまいります。どうしてもその半年違う部分はいろいろ確認をした上で12月中に対象世帯へ給付の通知を行えるように進捗を図っていきたいと思います。1月から給付の開始を目標としております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） そうすると安心して正月が迎えられるようにはなりますかね。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 年内給付はかなりちょっと難しいものと推察します。理由としては、11月29日に国の補正予算が決まった後に基準日だったりですね、その部分の詳しい情報が国からなかなか来なかったっていうのが、そこから進捗図れなかった理由になっております。そして、昨日の土曜日の河北新報にもあったかと思うんですが、年内給付が困難と言われるが62%自治体というふうに仙台市も2月よりっていう給付開始というふうに目標にしてるようですし、当町もそれを間違いないように1番給付するのは大事なのかなと思いますので、年内には難しいんですけども1月には給付できるように、年内中に通知を出して、ご安心いただけるように準備をしたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 1日も早くよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑、3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回ですね、個人様より300万円のご寄附をいただきまして本を購入するというふうなことなんですけれども、結構な冊数を購入する形となると思うんですが、どんなものを何冊ぐらい購入する予定なのか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回の寄附につきましては、絵本を活用した幼児教育に非常に思い入れのある方からご寄附をいただいたこととなりますが、絵本としましては、まず各幼稚園等、保育所や児童館というところに配布させていただくわけなんですけれども、幼稚園であれば1施設50万円くらいずつになるかと思うんですけれども、そこで約絵本としては150冊ぐらいの絵本は購入できるかなと。ただ、それ以外に今までなかなか高価で買えなかった大型の絵本、読み聞かせ用に使えるような絵本等も、1冊1万円くらいかかるかと思うんですけれども、それらについても今回10冊ぐらいは購入できるのかなということで想定しております、大体1施設当たりそのぐらいの冊数が購入できるので、大分絵本を活用した幼児教育ということで充実していけるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 答弁、ちょっとお待ちくださいね。

○教育課長（蜂谷文也君） 保育所のほうの部分です。保育所についてお答えいたします。また高城保育所1カ所になりますので、高城保育所児童館ということで、コロナ交付金のときの実績もございますので、約それぞれ250冊の購入を予定しております。また幼稚園と同じよう

に、なかなか購入が難しい大型絵本だったりですね、紙芝居の購入を予定してるところであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 250冊、150冊というふうな形で大分の量というふうな形になると思うんですけど、それだけの本を置くとなると結構なスペースも必要になるかと思うんですけど、そこら辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回寄附の申入れ者の方のほうに、意向によりますと絵本買うことによってやはり本棚等も必要となるということも想定されるので、本棚の購入費に充てていただいても構わないということもありましたので、そちらのほうも併せて今回の寄附金のほうで購入させていただきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、町の施設だけというふうな形にはなるかと思うんですけども、やはりめぶきのほうにもですね、そういった幼い子供たちがいらっしゃいますので、そちらのほうへ何かしらの本の寄贈なりなんなりというふうなのは考えてないんでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回勤労青少年ホームの図書室のほうでも、本のほうは購入させていただき計画になっておりまして、ここで図書室のほうでは巡回図書という形で各施設ほうめぶきの森も今年度からは含めて巡回させていただいておりますので、そちらのほうを重点的に回らせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。今の寄附に関連してるんですが、この寄附者からの寄附というのは、いつの時点での寄附なんでしょうか。補正時期がこの時期に入ってますからですけども。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回の寄附につきましては、10月19日の日に寄附採納の申出がありまして、既に寄附金のほうも納めていただいているというような状況になります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） これからもそういったお気持ちをお持ちの方からの寄附というのがあると、速やかに今10月ですからちょうどタイミング的にはね、この時期になるんだろうなということで理解します。それと併せてこの機会に町側としても、いわゆる継ぎ足し予算というか補正でこういうのも合わせて何かこう、プラスして欲しいというふうな考え方というのは今後あり得るんですかね。たまたま今回は、寄附者からの意向、いわゆる、そういった何といいましょうか、教材っていうかね、それで皆賄って対応するっていうことでありましょけれども、その辺、施設のありよう、姿によっては、プラスして考えておきたいなというところはあるんですか。当初予算で組む考え方になっていくのかね。その辺ちょっと参考までにお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回ですが、絵本を中心に合わせてどれくらいになるか分からないんですけども、絵本を使った幼児教育ということで指導書等も整備させていただければと思っております。直接それが当初予算に反映されていくかという面では、まだちょっと今の段階では、お話しできないんですけども、いずれにせよ、絵本を使った幼児教育というものには重点的に取り組んでいくというようなことで教育委員会のほうとしても考えております。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第81号令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

号)

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第82号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第82号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第83号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第83号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第83号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15 議案第84号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第84号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第84号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16 議案第85号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第85号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第85号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17 議案第86号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第86号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第86号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第18 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員会の委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より朗読させます。千葉局長。

○事務局長（千葉浩司君） 朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査調査申出一覧表、令和5年第4回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容審査等の期限の順に申し上げます。

総務経済常任委員会、体験交流による地域活性化について、令和6年9月定例会。

教育民生常任委員会、郷土愛を育む学校給食の在り方について、令和6年12月定例会。

広報広聴常任委員会、議会広報の編集、発行及び配布、議会における情報通信技術の活用、議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整、広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理、令和6年3月定例会。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究、令和6年3月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

令和5年第4回松島町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午前 11時15分 閉会